## 業務部速報



No. 33

発行 21.8.31

JR東労組 業務部

### 申7号

### 「新JINJREシステム導入に伴う組合費控除取り扱い変更に関する申し入れ」団体交渉を行う!(8月31日)

中央本部は、会社から「10月から新JINJREシステムが開始になり、それに伴い組合費の控除方法が変更になる」「個々の組合費を会社に通知し、その金額を控除する」「新システムに向けた覚書を締結したい」という説明を受けました。その後、組合費控除の覚書の解約通知が手交されました。この解約や新たな覚書に対し、疑問点が多岐にわたるため、7月27日に解明申し入れを行い組合費控除の変更に対する会社姿勢を解明した上で、「本当に誠実なのか」と主張してきました。

会社が示した案では組合活動に多大な支障が発生するため、組合の代替案を作り上げ、8月31日に団体交渉を行ってきました。

第1項 「賃金控除に関する協定附属覚書」の解約通知は一方的な解約であり納得感もなく、組合 活動に支障を及ぼすことから代替手段を検討すること。

(会社回答) 代替手段として、新たな覚書を締結した上で、当該覚書に則り

組合費の控除を実施していく考えである。

# 会社が示さない代替案を組合が示したが、労使合意には至らず継続議論となる!

#### 冒頭に述べた組合の主張

「賃金控除に関する協定附属覚書」について解約通知が出されたが、協約などに関わる議論は労使議論を尽くし、締結相手の了解を得るべき誠実な努力・配慮を行った上での「労使合意」とするべきだ。(解明交渉を行ってきたが)会社の主張に納得感はない。代替案を示すべきと求めたが、具体的に示されなかった。会社の真摯な回答を求める。



#### 労使議論の特徴点

組合は「会社の一方的な変更により、組合の活動や金銭的な支障がでる。」と主張したところ、会社から「組合活動に対し会社としてコメントする立場ではない。新しい覚書で適正な組合費控除ができるように説明を行いたい。」と回答がありました。そこで、組合は「会社の変更により、組合活動に支障がでる。代替案はないのか。」と迫ったところ、会社は「(組合費控除の方法について)代替案はない。」と回答しました。よって、組合から代替案を示し議論を行いましたが、会社は「最善の形(会社の案)でやらせて頂く」と回答しました。組合からは「会社が最初に示した案に従えと言うことか」と迫りましたが、会社の回答が変わることはなく、労使で合意ができないため、1項を継続議論とし、本日の団体交渉は終了しました。

「組合案」「議論の詳細」については、「交渉議事録」の参照をお願いします。

丁寧な労使議論を経た「新たな覚書の締結」を求めます!